

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第9節／神経系統の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第9節／神経系統の障害</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 神経系の障害により次のいずれかの状態を呈している場合は、原則として初診日から起算して1年6月を経過した日以前であつても障害認定日として取り扱う。</u></p> <p><u>ア 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以後に、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるとき。</u></p> <p><u>イ 現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6月経過した日以後において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき。</u></p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第9節／神経系統の障害</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1)～(3) (略)</p>